

源泉所得税の納付 お忘れなく!

1月～6月に専従者・従業員の給与から徴収した源泉所得税に係る事務手続きの確認をいたします。

- 対象者：従業員や専従者へ給与の支払いを行っている方
 ※「給与支払事務所等の開設届出書」を提出された方は給与の支払いがない場合も納付書の提出が必要です
 持ち物：源泉徴収簿等の支払給与額と源泉税額がわかるもの
 ※以前申告会でe-Taxを使用して送った方はその控えをお持ちください

覚えといたほうがいい! 税務用語

“源泉徴収”と“納期の特例”

給与を支払う際、事業主はその支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。これを“源泉徴収”といい、差し引いた所得税は、翌月の10日までに税務署に納めなければなりません。しかし、“納期の特例”という申請書を事前に提出しておくと、1月～6月分を7月10日、7月～12月分を翌年1月20日までにまとめて納付することができます。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
→ 7月10日まで						→ 翌年1月20日まで					

“特別徴収” (住民税)

5～6月頃に市町村から大きめの封筒で“特別徴収のお知らせ”が届いた方はいらっしゃるでしょうか? これは事業主の方(給与支払者)が従業員の方に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引き、納入していただくという案内で“特別徴収”と言います。該当する従業員の方がいる場合は、同封の納付書でお支払いください。

無料相談のお知らせ

税理士

「法人成り」、「相続」、「譲渡」など、会員の皆様の事業や生活において生じた税務問題をご相談いただけます。

- 【実施日】 6月10日(水)、9月9日(水)、10月14日(水)
 【会場】 青梅青色申告会館3階 会議室
 【時間】 各回とも 10～12時 / 13～16時 (お1人1件1時間)

口座振替のご案内 ※前日までに残高の確認をお願い致します

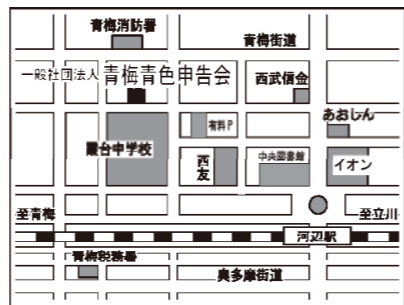
内容	振替金額	口座振替日
青色傷害保険 青色がん保険	保険料はハガキにてご案内致します (2026年5月～10月分)	6月23日(火)

全日休館日 午後のみ休館

6月13日(土)	6月6日(土)
6月27日(土)	6月20日(土)
7月11日(土)	7月4日(土)
7月25日(土)	7月18日(土)
日曜日・祝日	全日休館日以外の土曜日は午後休館

(一社) 青梅青色申告会

〒198-0031 青梅市師岡町 4-7-25
 TEL : 0428-23-0108 FAX : 0428-22-4788
 HP : <https://www.ome-airo.com/>
 受付時間：平日 9:00～17:00
 土曜 9:00～12:00
 休館：第2、第4土曜、日曜祝日
 (臨時休館の場合HPにて掲示致します)



サクスフェスティバルパスポート

東京ディズニーランド・東京ディズニーシーのパークチケットがお得に買えます!



東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラムに入会いただいている企業・団体に所属の皆さま限定のお得なパークチケットです!

期間中、通常の1デーパスポート*料金より

大人 (18才以上)	中人 (中学生・高校生)	小人 (幼児・小学生)
500円お得	400円お得	300円お得

※お手元のコーポレートプログラム利用券と併用するとさらにお得!

対象期間 2026年7/1(水) - 9/11(金)

●販売期間: 2026年5月1日(金)14:00～9月11日(金) ●パークチケットは、2ヶ月先の発行まで販売されます。

●対象日: 上記対象期間中、土日祝日を含め全日

夏の旅行に! ディズニーホテル*宿泊割引も、併せてご利用ください!

サクスフェスティバルパスポート実施期間中に楽しめるイベント



購入方法: 「東京ディズニーリゾートコーポレートプログラム」
<https://www.tokyodisneyresort.jp/treasure/fantasy/dcp/user/>
 にアクセス。「サクスフェスティバルパスポート」のページから「契約団体番号」と「プランパスワード」を入力します。
 (各番号は、お電話にて青梅青色申告会にお問合せください。)

ご登録すると便利です
LINE 公式アカウント
 青梅青色申告会



(一社) 青梅青色申告会

あおいろ
だより

VOL. 201 - 令和8年6月号 -

一般社団法人青梅青色申告会

令和8年度通常総会開催

令和8年5月28日(木)16時00分より、西多摩青色申告会館において、令和8年度一般社団法人青梅青色申告会通常総会が開催されました。

総会では、令和7年度事業報告及び決算・監査報告及び役員改選案が審議され原案通り承認されました。本年度も代議員制度による通常総会となり、代議員の方々にご出席いただき、審議致しました。



西田青梅税務署長より祝辞を頂きました



高野会長



総会の様子

選任理事(役職名)

会長 高野 明	常任理事 原島 瑞夫	理事 藤本 昇
副会長 本間 祥継	常任理事 秋山 佳久	理事 小野 輝彦
副会長 川久保 勝史	理事 小山 辰美	理事 中川 直人
副会長 岡野 隆博	理事 関口 幹夫	理事 田中 幸治
副会長 中村 経男	理事 土屋 正幸	理事 齊藤 康人
専務理事 久保 裕子	理事 廣瀬 定雄	理事 河邊 文彦
常任理事 堀口 修一郎	理事 萩原 慎吾	理事 渡辺 晃
常任理事 伊藤 治雄	理事 山城 康正	
常任理事 加園 高之	理事 大鳥 正行	
常任理事 高橋 正光	理事 須崎 大輔	

監事

榎戸 美喜男
 山口 一可
 横川 幸男

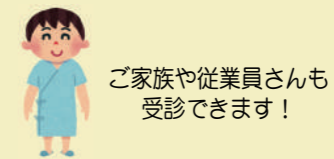
顧問

角田 俊一

健康診断 予約受付中です

青梅青色申告会では会員さんへの福利厚生事業として、青梅市にある「新町クリニック」と提携し健康診断(有料)を5月～9月に実施しております。毎年多くの会員の方が受診されています。

日時: 5月7日(木)～9月30日(水)
 場所: 新町クリニック
 受診内容: 同送のチラシをご覧ください
 申込方法: 同送の申込用紙(パンフレット裏面)を記入し青色申告会へお申込みください



ご予約はお早めに!

生活習慣病健診コース

青色共済加入者 9,000円
 未加入者 11,000円

人間ドックコース

青色共済加入者 35,000円
 未加入者 39,000円

人間ドック胃カメラコース

青色共済加入者 39,000円
 未加入者 43,000円

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
特定資産運用益	117,116	28,149	88,967
特定資産受取利息	117,116	28,149	88,967
受取入金	89,000	100,000	▲11,000
受取入金	89,000	100,000	▲11,000
受取会費	53,551,500	54,348,500	▲797,000
正会員会費収入	53,263,500	54,078,500	▲815,000
准会員会費収入	288,000	270,000	18,000
事業収益	25,730,381	23,685,661	2,044,720
特別会費収益	11,107,000	9,170,000	1,937,000
記帳代行収益	4,562,000	4,446,000	116,000
保険取扱収益	9,312,423	9,299,595	12,828
受託指導事業収益	696,168	696,366	▲198
指導資料頒布品収入	52,790	73,700	▲20,910
業務受託収益	0	0	0
雑収益	3,979,891	3,513,659	466,232
他会計からの繰入金収益	0	0	0
雑収益	3,979,891	3,513,659	466,232
経常収益計	83,467,888	81,675,969	1,791,919
事業費	66,405,030	68,052,279	▲1,647,249
給与手当	32,177,417	33,645,423	▲1,468,006
法定福利費	5,478,947	5,506,062	▲27,115
退職給付費	2,415,471	2,820,416	▲404,945
福利厚生費	728,486	859,011	▲130,525
指導頒布品購入費	990,485	68,762	921,723
指導資料購入費	0	835,120	▲835,120
広告宣伝費	398,690	406,629	▲7,939
広報費	149,405	292,415	▲143,010
印刷製本費	270,806	284,352	▲13,546
旅費交通費	1,401,837	1,550,432	▲148,595
地代家賃	2,733,540	2,796,380	▲62,840
水道光熱費	849,418	841,937	7,481
減価償却費	418,759	490,283	▲71,524
通信運搬費	3,322,219	3,223,049	99,170
消耗品費	941,662	932,265	9,397
賃借料	921,715	753,325	168,390
保険料	165,810	161,127	4,683
支払手数料	867,568	824,847	42,721
新聞図書費	39,616	79,018	▲39,402
雑費	507,000	624,000	▲117,000
支払負担金	2,571,800	2,467,200	104,600
研修費	335,539	377,702	▲42,163
会議費	2,070,576	1,958,679	111,897
燃料費	32,626	32,051	575
交際費	0	0	0

科目	当年度	前年度	増減
会費	385,770	293,483	92,287
保守修繕費	833,041	930,169	▲97,128
臨時雇賃金	5,157,706	4,509,407	648,299
雑費	239,121	488,735	▲249,614
管理費	11,072,097	9,869,909	1,202,188
給与手当	4,808,120	4,158,423	649,697
法定福利費	818,693	680,525	138,168
退職給付費	360,933	348,591	12,342
福利厚生費	51,835	75,008	▲23,173
広告宣伝費	59,574	48,191	11,383
広報費	82,297	0	82,297
租税公課	1,133,907	1,028,031	105,876
印刷製本費	76,502	72,089	4,413
旅費交通費	120,481	104,317	16,164
地代家賃	408,460	345,620	62,840
水道光熱費	126,924	104,060	22,864
減価償却費	62,573	60,597	1,976
通信運搬費	365,555	303,738	61,817
消耗品費	132,211	105,925	26,286
賃借料	122,606	81,752	40,854
保険料	24,776	19,915	4,861
支払手数料	1,253,039	1,185,127	67,912
新聞図書費	11,880	11,880	0
支払負担金	11,550	11,000	550
会議費	742,729	744,362	▲1,633
燃料費	4,875	3,961	914
交際費	0	20,000	▲20,000
保守修繕費	156,963	169,783	▲12,820
雑費	135,614	187,014	▲51,400
経常費用計	77,477,127	77,922,188	▲445,061
評価損益調整前当期経常増減額	5,990,761	3,753,781	2,236,980
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	5,990,761	3,753,781	2,236,980
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度修正益	15,979,034	0	15,979,034
経常外収益計	15,979,034	0	15,979,034
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	15,979,034	0	15,979,034
当期一般正味財産増減額	21,969,795	3,753,781	18,216,014
一般正味財産期首残高	68,425,940	64,672,159	3,753,781
一般正味財産期末残高	90,395,735	68,425,940	21,969,795
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	90,395,735	68,425,940	21,969,795

第15期 貸借対照表
令和8年3月31日現在

勘定科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
現金	512,618	312,517	200,101
預金	73,708,825	69,825,847	3,882,978
現金預金合計	74,221,443	70,138,364	4,083,079
(2) その他流動資産			
未収金	227,034	274,348	▲47,314
棚卸資産	582,139	550,542	31,597
仮払金	2,800,000	0	2,800,000
その他流動資産合計	3,609,173	824,890	3,609,173
流動資産合計	77,830,616	70,963,254	6,867,362
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	17,618,650	14,842,246	2,776,404
特定資産合計	17,618,650	14,842,246	2,776,404
(2) その他固定資産			
構築物	0	0	0
備置設備	638,583	705,331	▲66,748
車両運搬具	45,834	320,834	▲275,000
什器備品	2	54,886	▲54,884
ソフトウェア	0	84,700	▲84,700
電話加入権	40,600	40,600	0
電出資	21,000	21,000	0
敷金	40,000	40,000	0
投資有価証券	15,752,000	0	15,752,000
その他固定資産合計	16,538,019	1,267,361	15,270,658
固定資産合計	34,156,669	16,109,597	18,047,072
資産合計	111,987,285	87,072,851	24,914,434
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,497	0	2,497
預り金	1,112,403	1,071,665	40,738
仮受金	2,858,000	2,733,000	125,000
流動負債合計	3,972,900	3,804,665	168,235
2. 固定負債			
退職給付引当金	17,618,650	14,842,246	2,776,404
固定負債合計	17,618,650	14,842,246	2,776,404
負債合計	21,591,550	18,646,911	2,944,639
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産	0	0	0
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定財産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	90,395,735	68,425,940	21,969,795
一般正味財産合計	90,395,735	68,425,940	21,969,795
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定財産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	90,395,735	68,425,940	21,969,795
負債及び正味財産合計	111,987,285	87,072,851	24,914,434

青梅青色申告会・推奨会計ソフト

ジョブカン 青色申告

ソフト代 年額 5,000円

- ・インストール、初期設定、入力方法をご案内
- ・決算書、申告書も作成できる
- ・青色特別控除の最高額が取れる



青梅青色申告会でお勧めしている会計ソフトです。どのようなソフトなのか実際にご覧になることができます。ご希望される方は事務局までご連絡ください。

6月1日～7月31日 特別記帳点検月間

定期的な記帳の点検はとっても大切です

間もなく今年も半年が経過します。正確でスムーズな決算書の作成をおこなうためには、こまめな記帳点検が大切です。定期的に記帳すると、1年まとめて記帳する方では経費に大きな差が出てきます。まとめて記帳すると、領収書の紛失や何を購入したかを忘れてしまったりすることが多いようです。ぜひこのあたりで一度、記帳の点検を受けられてはいかがでしょうか。

【持ち物】 帳面または会計ソフトのデータ、領収書・請求書等の資料
10万円以上の資産の資料ほか

消費税

青梅税務署からのお知らせ

インボイス制度に関する 令和8年度税制改正について

○ 2割特例は個人事業者のみ適用可能な3割特例に

◆ 3割特例の創設 個人事業者

個人事業者である適格請求書発行事業者の令和9年分及び令和10年分の消費税申告については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとされました。(3割特例)

- ※1 現行の2割特例は、令和8年9月30日までの日の属する課税期間で終了します。
- ※2 2割特例と同様に、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる課税期間に限り、適用できます。
- ※3 3割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記する必要があります。

◆ 簡易課税制度選択届出書の提出期限の特例の見直し 個人事業者 法人

2割特例や3割特例の適用を受けた適格請求書発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、簡易課税制度選択届出書を提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度を適用することができることとされました。

※ 提出期限の特例の見直しは、上記の翌課税期間が令和8年10月1日以後に終了する課税期間である場合に適用されます。

	令和8年分	令和9年分	令和10年分	令和11年分
個人事業者	2割特例	3割特例	3割特例	3割特例適用不可
法人 (例:12月決算)	2割特例	3割特例・2割特例適用不可		

令和9年12月期消費税の確定申告期限(令和10年2月29日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

令和11年分消費税の確定申告期限(令和12年4月1日)までに、簡易課税選択届出書を提出することで、簡易課税を適用可能

その他の改正内容と詳細については、国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



インボイス 特設サイト

